



保険部ニュース 12月号

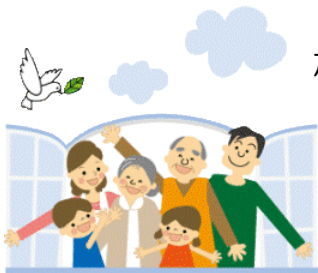
我々が普段、算定している診療点数には疾患別リハビリテーション料や入院料などに加え、ある一定基準を満たせば算定できる加算というものがあります。平成 30 年度に行われた診療報酬改定で新設・改定された加算があります。今回は以下にその内容を抜粋して紹介します。

身体障害領域	<ul style="list-style-type: none"> • 早期離床・リハビリテーション加算 500 点 • ADL 維持向上等体制加算 80 点 • 入院時支援加算 200 点 • 入院時訪問指導加算 150 点 • 電子化連携加算 5 点 • 相談体制充実加算 500 点
小児領域	<ul style="list-style-type: none"> • 小児加算 200 点
精神科領域	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症ケア加算 1 <ul style="list-style-type: none"> 14 日以内 150 点 15 日以上 30 点 • 認知症ケア加算 2 <ul style="list-style-type: none"> 14 日以内 30 点 15 日以上 10 点 • 退院調整加算 300 点 • 精神科重症患者支援管理連携加算 8400 円 • 精神科複数回訪問加算 <ul style="list-style-type: none"> 1 日 2 回 450 点 1 日 3 回以上 800 点 • 精神科措置入院退院支援加算 600 点 • 措置入院後継続支援加算 275 点

加算に関する条件や点数の詳細は以下の URL を参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>

加算が設けられるということは国が強化していきたい事項であるということです。診療報酬は 2 年ごと改定されますので、関心を持ち医療、介護の流れを把握していくことも大切です。



ご質問がありましたら保険部・多田(chiba_ot@yahoo.co.jp)へご連絡下さい。